

(5) 解体等工事に係る説明

解体等工事の元請業者が当該解体等工事の発注者に対して書面に記載して説明する事項は、次のとおり。
当該説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行うこととされている。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、当該説明を調査の実施後速やかに行うものとされている。説明に当たっては、電磁的方法により書面を発行し説明することができる。また、事前調査に関する記録は、元請業者が解体等工事の終了した日から3年間保存しなければならないが、電磁的記録を使用して保存することができる。

【事前調査に係る説明事項】

説明事項は下表のとおり。「事前調査の結果」とは、特定工事に該当するか否か及びその根拠、「事前調査の方法」とは、書面による調査、現地での目視による調査、分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと、「調査者等に該当することを明らかにする事項」とは、当該調査を行った者が登録規程に基づく講習を受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨）をいう。なお、事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とともにその理由をあわせて発注者に対して説明することが望ましい。

表2.2.2 事前調査に係る説明事項

根拠			説明事項	特定 工事 非該当	特定工事該当	
					届出対 象特定 工事非 該当	届出対 象特定 工事 該当
法 第 18 条 の 15	一		事前調査の結果	○	○	○
	二	イ	建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	—	○	○
		ロ	特定粉じん排出等作業の種類	—	○	○
		ハ	特定粉じん排出等作業の実施の期間	—	○	○
		ニ	特定粉じん排出等作業の方法	—	○	○
	三	ロ	特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	—	—	○
	四	施行規則第16条の7	一	事前調査を終了した年月日	○	○
			二	事前調査の方法	○	○
			三	施行規則第16条の5第二号に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項	○	○
			五	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	—	—
			四五	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	—	○
			四五	特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	—	○
			五	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	—	—

有率も記録する。

分析を行った場合（特に石綿なしの場合）は、その根拠を明確にするため、試料採取箇所について、写真、図面への記入、スケッチ又はこれらを組み合わせる等により、試料採取箇所が特定できるように記録を作成する。

なお、平面図で表現しづらいものは書面調査で入手した断面図や詳細図等を用いたり、建材の種類別に色分けしたり、石綿無含有の範囲についても表示するなど、使用箇所が一層分かりやすく示すことが望ましい。

(2) 事前調査結果の写しの備え付け

(1) でとりまとめた事前調査結果の記録の写しは、除去等の作業を実施している作業場に常に備え付けなければならない。作業者に石綿含有建材の有無、種類、使用場所、並びに解体等開始後に調査する場所等を確実に伝達し作業を進めるため、作業現場において、作業期間中に常に事前調査の記録の写しを保管し、作業者がいつでも確認できるようにしておく。元請業者等が工事すべての箇所を網羅した調査結果の記録を現場に保管し、関係下請負人の誰もが閲覧できる状況にしておくことも考えられるが、閲覧等の実務に支障を来す場合は各下請負人も記録を現場保管しておく。

(3) 記録の保存

事前調査結果の記録は、作業終了後にも調査が的確であったか検証できるよう、一定期間保存する。保存期間は、大防法では解体等工事が終了した日から3年間、石綿則では全ての事前調査が終了した日から3年間としている。記録の保存は、大防法では元請業者等のみに保管義務があるが、石綿則では下請負人も含む事業者にも保管義務がある。

なお、発注者及び建築物等の所有者においても、石綿飛散防止対策に対し責務を有していることから、事前調査結果を保存することが望ましい。また、建築物等の改修等工事のために行った事前調査の結果は、将来的に解体等工事が行われる際に参考となる可能性があることから、これらの情報を発注者が保存しておくことが望まれる。

4.3.6 事前調査結果の発注者への説明

大防法では、元請業者は発注者に対して書面により事前調査の結果等を報告することが義務付けられている。

事前調査を行った調査者等は、書面調査、現地での目視調査時のメモ等をもとに、事前調査の記録を作成し（みなしや分析を行った場合にはその結果を含む）、元請業者は、調査者等の作成した記録をもとにして発注者への報告内容をとりまとめ、書面で報告する（報告事項は表 2.2.2 を参照。）。事前調査説明書面例を以下に示す。